

福岡県公報

平成27年2月13日
第3668号

目次

告示（第99号 - 第107号）

○都市計画事業の認可	（公園街路課）	1
○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3

公 告

○介護老人保健施設の許可	（高齢者支援課）	4
--------------	----------	---

海区漁業調整委員会

○第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限	（漁業管理課）	4
-----------------------------	---------	---

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表	（障害者福祉課）	4
--	----------	---

告 示

福岡県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の

認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
那珂川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
那珂川都市計画公園事業 3・3・3号 那珂川中部公園
- 3 事業施行期間
平成27年2月13日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
筑紫郡那珂川町大字山田字龍頭及び字八田地内
 - (2) 使用の部分
筑紫郡那珂川町大字山田字龍頭及び字八田地内

福岡県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山4528番3先から 八女市上陽町上横山4534番1先まで	6.0 ～ 9.0	19.0
			後	八女市上陽町上横山4528番3先から 八女市上陽町上横山4534	6.4 ～ 11.8	

				番1先まで		
--	--	--	--	-------	--	--

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山4528番3先から 八女市上陽町上横山4534番1先まで

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽石川内線	前	八女市矢部村北矢部3672番7先から 八女市矢部村北矢部3669番1先まで	4.3 ～ 11.6	124.0
			後	八女市矢部村北矢部3672番7先から 八女市矢部村北矢部3669番1先まで	6.6 ～ 11.6	124.0

福岡県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽石川内線	前	八女市矢部村北矢部4262番1先から 八女市矢部村北矢部11060番1先まで	3.7 ～ 6.4	111.0
			後	八女市矢部村北矢部4262番1先から 八女市矢部村北矢部11060番1先まで	6.4 ～ 15.0	111.0

福岡県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	嘉麻市岩崎866番6先から 嘉麻市岩崎1005番1先まで	10.3 ～ 21.1	66.0	

飯塚	県道	口ノ原 稲築線	前	嘉麻市鴨生409番1先から 嘉麻市岩崎1232番2先まで	9.0 ～ 30.6	1,522.4	うち県道 飯塚山田線 重用延長 649.4 メートル
			前	嘉麻市岩崎714番先から 嘉麻市岩崎1003番8先まで	9.0 ～ 52.0	260.0	
			後	嘉麻市岩崎866番6先から 嘉麻市岩崎1005番1先まで	10.3 ～ 21.1	66.0	
			後	嘉麻市鴨生409番1先から 嘉麻市岩崎1232番14先まで	9.0 ～ 30.6	1,522.4	うち県道 飯塚山田線 重用延長 649.4 メートル

福岡県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宗像 栗線	前	宮若市下3458番3先から 宮若市下3420番1先まで	6.2 ～ 17.6	89.0
			後	宮若市下3456番1先から 宮若市下3420番1先まで	3.0 ～ 17.6	103.0

			後	宮若市下3456番1先から 宮若市下3420番1先まで	3.0 ～ 17.6	122.5
--	--	--	---	--------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宗像 栗線	宮若市下3456番1先から 宮若市下3423番1先まで

福岡県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	新吉富 豊前線	前	豊前市大字市丸11番1先から 豊前市大字市丸214番3先まで	5.2 ～ 24.0	494.0
				豊前市大字市丸11番1先		

			後	から 豊前市大字市丸214番3 先まで	11.8 ～ 50.8	494.0
--	--	--	---	---------------------------	-------------------	-------

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成27年2月13日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護保健施設サービス	4057280101	介護老人保健施設ピア・ハートII	社会福祉法人清心福祉会	平成27年2月1日
		福岡県築上郡築上町大字安武844番地2		

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第94号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁業権の適正な行使を図るため福岡県有明海区における第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の採捕について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成27年2月13日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会 長 内場 澄夫

1 指示の適用海域

- (1) 有区第3号（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度07分16.8秒、東経130度22分13.0秒
- イ 北緯33度05分46.8秒、東経130度21分49.6秒
- ウ 北緯33度05分51.8秒、東経130度21分40.8秒
- エ 北緯33度07分31.7秒、東経130度21分59.6秒

(2) 有区第10号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度05分15.5秒、東経130度23分09.0秒
- イ 北緯33度04分53.0秒、東経130度22分44.7秒
- ウ 北緯33度05分08.4秒、東経130度22分24.8秒
- エ 北緯33度05分31.0秒、東経130度22分48.8秒

2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成27年2月13日から平成27年5月31日まで

雑 報

福岡県障害者施策審議会公告

福岡県障害者長期計画及び福岡県障害者福祉計画（第3期）の策定に係る答申（案）に関して、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申要旨について、次のとおり公表します。

平成27年2月13日

福岡県障害者施策審議会
会長 門田 光司

- 1 提出された意見の要旨
 - ・ 成年後見人制度を見直してほしい。
 - ・ 発達障害者が相談できる場をつくるための公的支援を充実してほしい。
 - ・ 精神障害者が地域で暮らせるための医療保健福祉、支援体制の拡充を行ってほしい。
 - ・ 工賃向上のための支援策の強化を行ってほしい。
 - ・ 安心して暮らせる福祉のまちづくりをしてほしい。
- 2 答申の要旨

福岡県障害者長期計画及び福岡県障害者福祉計画（第3期）の策定（答申）

 - (1) 福岡県障害者長期計画（骨子）
 - 第1章 総論
 - 第1節 計画の概要
 - 第2節 障害者の状況
 - 第3節 障害者の雇用、特別支援学校卒業者の進路動向
 - 第2章 各論
 - 第1節 生活支援のための環境づくり
 - 1 相談支援体制の構築
 - 2 利用者本位の在宅サービス等の充実
 - 3 地域福祉の支援
 - 4 障害児支援の充実
 - 5 サービスの質の向上等
 - 6 資質の高い専門職種の育成
 - 7 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
 - 8 研修体制の充実
 - 第2節 保健・医療の充実
 - 1 保健・医療サービスの充実
 - 2 精神保健福祉施策の充実
 - 3 難病に関する施策の推進

- 4 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療
- 第3節 教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - 1 インクルーシブ教育システムの構築
 - 2 教育環境の整備
 - 3 高等教育における支援の推進
 - 4 スポーツ、レクリエーション、文化活動の振興
 - 第4節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援
 - 1 障害者雇用の促進
 - 2 総合的な就労支援
 - 3 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
 - 4 福祉的就労の底上げ
 - 5 経済的自立の支援
 - 第5節 安心できる生活基盤の整備
 - 1 福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり
 - 2 住宅の確保
 - 3 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進等
 - 4 公共的施設等のバリアフリー化の推進等
 - 第6節 情報化の促進とコミュニケーションの支援
 - 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - 2 情報提供の充実等
 - 3 意思疎通支援の充実
 - 4 行政情報のバリアフリー化
 - 第7節 安全・安心（防災、防犯、消費者保護）
 - 1 防災対策の推進
 - 2 防犯対策の推進
 - 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
 - 第8節 差別の解消および権利擁護の推進
 - 1 障害を理由とする差別の解消の推進
 - 2 権利擁護の推進

第9節 行政サービス等における配慮

- 1 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等
- 4 資格に関する配慮等

第3章 推進体制

第1節 連携・協力の確保

第2節 広報・啓発活動の推進

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 障害及び障害者理解の促進
- 3 ボランティア活動等の推進

第3節 進捗状況の管理及び評価

第4節 法制的整備

第5節 調査研究及び情報提供

別表 成果目標

(2) 福岡県障害者福祉計画（第3期）（骨子）

第1章 総論

第1節 計画の概要

第2節 福岡県障害者福祉計画（第2期）の進捗状況

第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

第2節 地域生活支援拠点等の整備

第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保策

第4節 サービス等に従事する人材の養成及びサービスの質の向上

第5節 県の実施する地域生活支援事業

第6節 収入水準向上のための計画

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保

第2節 進捗状況の管理及び評価

※ 提出された意見の要旨及び知事への答申の詳細につきましては、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。